

2.2 EU

2.2.1 概要

GI制度は、その土地と結びついた高品質な農産物や食品の名称を保護する制度である。欧州各国には特にワインにおいて独自のGI制度が早くから存在したが、1992年にEU規則¹¹が制定され、EU加盟国に共通の制度となった。今日では、農産品及び食品、ワイン、蒸留酒、香味付けワインの4つのカテゴリにそれぞれEU規則が定められている¹²。

EUのGI制度は、製品と土地の結びつきの強さにより、原産地呼称保護（英 Protected designation of origin : PDO）と地理的表示保護（英 Protected geographical indication : PGI）の2つがある。PDOはすべての生産工程をその土地で行うもの、PGIは生産工程の一部をその土地で行うものである。

EUのGI制度

	原産地呼称保護 PDO	地理的表示保護 PGI	
概要	製品の特徴が生産された地域と強く結びつくもの	製品の品質、評価、その他の特徴が特定の地域と結びつくもの	
製品	食品、農産物、ワイン	食品、農産物、ワイン	蒸留酒、香味付けワイン
仕様	生産、加工、調整のすべての工程をその土地で行う ワインの場合、原材料のぶどうは100%地元産	生産、加工、調整の1つ以上の工程をその土地で行う ワインの場合、原材料のぶどうは85%以上が地元産	蒸留や熟成の1つ以上の工程をその土地で行う ただし、原材料は地元産である必要はない
事例	カラマタ・オリーブオイル（ギリシャ）	ヴェストフェーリッシャー・クノッヘン シンケン・ハム（ドイツ）	スコッチウイスキー（スコットランド）
ラベル			
ラベル添付	食品、農産物は義務 ワインは任意	食品、農産物は義務 ワインは任意	任意

<https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/food-safety-and-quality/certification/quality-labels/quality-schemes-explained#latest>

¹¹ 農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則第 2081/92 号 1992 年 7 月 14 日 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A31992R2081>

¹² 農産物及び食品：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012
 ワイン：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No. 1308/2013
 香味付けワイン：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No. 251/2014
 蒸留酒：欧州議会及び閣僚理事会規則（EC）No.110/2008

2020 年 12 月末現在、PDO は 659 件、PGI は 784 件が登録されている。国別の登録件数をみると、最も多いのがイタリア、次いでフランス、スペインと南ヨーロッパが続き、これら上位 3 カ国で全体の 5 割以上を占める。

農産物・食品における EU の GI 登録件数 国別

国名	PDO	PGI	総計
イタリア	172	137	309
フランス	107	146	253
スペイン	103	94	197
ポルトガル	64	75	139
ギリシャ	79	34	113
ドイツ	12	79	91
イギリス	27	42	69
ポーランド	9	24	33
チェコ	6	23	29
クロアチア	12	14	26
スロベニア	8	13	21
ハンガリー	8	10	18
オーストリア	10	5	15
ベルギー	4	11	15
スロバキア	2	10	12
オランダ	6	5	11
中国	4	6	10
デンマーク		8	8
アイルランド	3	5	8
フィンランド	5	2	7
ルーマニア	1	6	7
キプロス	1	5	6
リトアニア		6	6
スウェーデン	3	3	6
トルコ	4	1	5
ルクセンブルグ	2	2	4
タイ		4	4
ブルガリア	1	2	3
ラトビア	1	2	3
カンボジア		2	2
クロアチア、スロベニア	2		2
ノルウェー		2	2
スペイン、フランス		2	2
アンドラ		1	1
コロンビア		1	1
ドミニカ	1		1
リトアニア、ポーランド	1		1
インド		1	1
インドネシア		1	1
ベトナム	1		1
総計	659	784	1443

(EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済)

品目別の登録件数をみると、最も多いのが果物・野菜・穀類、次いでチーズ、肉製品、肉、油・油脂である。品目によって特徴があり、チーズや油・油脂では、PDO の登録件数が PGI 登録件数を大きく上回り、肉製品や肉ではその逆である。これは原材料（肉の場合は飼料）が地元で調達し易いかどうかの影響すると思われる。

農産物・食品における EU の GI 登録件数 品目別

品目	PDO	PGI	総計
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	161	242	403
Class 1.3. チーズ	195	53	248
Class 1.2. 肉製品	37	145	182
Class 1.1. 肉	43	122	165
Class 1.5. 油、油脂	118	24	142
Class 2.3. パン、菓子類	4	81	85
Class 1.8. その他（スパイス等）	33	27	60
Class 1.7. 水産物	17	37	54
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	37	12	49
Class 2.1. ビール		21	21
Class 2.5. パスタ		10	10
Class 2.6. 塩	6	3	9
Class 2.10. 精油	3	1	4
Class 2.13. 花き、植物		3	3
Class 2.7. 天然ゴム、樹脂	2		2
Class 2.8. マスタードペースト		2	2
Class 2.12. コチニール（昆虫由来の色素）	1		1
Class 2.15. ウール	1		1
Class 2.2. チョコレート		1	1
Class 2.9. 干し草	1		1
総計	659	784	1443

(EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末登録済)

欧州委員会の調査によると、GI 品の販売額は年々上昇して 2017 年時点で 748 億ユーロとなり、食品飲料全体の販売額 1 兆 1,010 億ユーロの約 7%と推計されている。¹³内訳をみると、ワインが約 5 割と多いが、農産物・食品も 3 割以上を占めている。

市場別にみると、ワインや蒸留酒等の輸出しやすい商品は EU 外への輸出額が大きいものの、農産物・食品では 75%が国内、18.4%が EU 域内で販売されている。

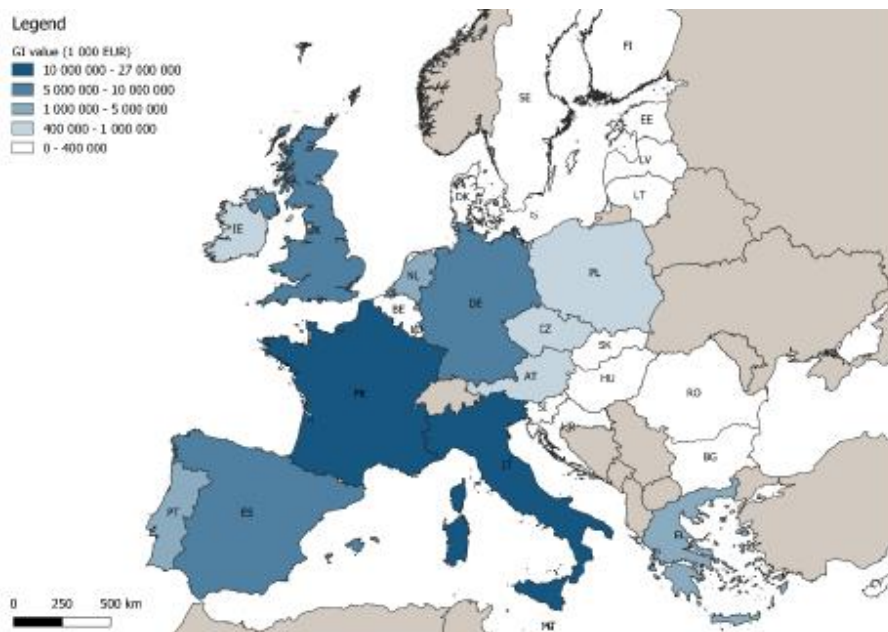
GI 及び TSG の販売額（単位：百万ユーロ）

年 品目別	2010 年	2017 年	市場別		
			国内	EU 内	EU 外
ワイン	29,630	39,418	23,151	7,711	8,557
農産物・食品	16,603	27,339	20,527	5,044	1,767
蒸留酒	8,249	10,347	1,330	2,311	6,706
香味付けワイン	31	43	37	3	3
GI 計	54,513	74,759	43,337	14,473	16,948
GI/TSG 計	54,513	77,147	45,045	15,069	17,033

※品目別販売額は GI 及び TSG を含む。TSG : Traditional Speciality Guaranteed (EU の伝統的特産物としての認定品)

EC (2020) レポート、表 3、表 5 より一部抜粋。

販売額はフランス、イタリアで大きく、ドイツ、イギリス、スペインが続いている。



各国の GI 品販売額

EC (2020) Study on economic value of EU quality schemes, GIs and TSGs

¹³ European Commission (2020) Study on economic value of EU quality schemes, geographical indications (GIs) and traditional specialties guaranteed (TSGs) Final Report.

2.2.2 GI 監視スキーム

農産物・食品についての EU 規則（欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012）によると、加盟国政府が GI の監視責任を持つとされている。

- EC 規則 No.882/2004※に則り、加盟国は管理当局を指定すること、各国の管理当局は製品のコンプライアンスの検証及び名称利用の市場監視の責務を負うこと（EU 規則 No.1151/2012 第 36 条）
- 名称利用の市場監視について、加盟国政府は管理当局（名称・住所）を欧州委員会に通知し、欧州委員会が公表すること、加盟国はリスク分析に基づきチェックを行い、違反を発見した場合には必要な措置をとること（同第 38 条）

※飼料・食品法、動物保健・動物福祉規定の遵守を確実に検証するために実施される公的統制に関する規則

EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づき、欧州委員会は加盟国における GI 名称の市場監視当局をウェブサイトで公表している。これを見ると、1 つの機関が中央集権的に管理する国が多いが、複数の機関が管理する国（オーストリア、ドイツ、スペイン等）もある。分散型管理体制の国は、主に州政府が管理当局となっているが、ドイツでは郡レベルが管理当局に指定されており、その数は 250 近くになる。

EU 各国の GI に関する市場監視当局の数

国	管理当局の数	国	管理当局の数
オーストリア	9	イタリア	3
ベルギー	1	ラトビア	1
ブルガリア	1	リトアニア	1
クロアチア	1	ルクセンブルグ	1
キプロス	1	マルタ	1
チェコ共和国	3	オランダ	3
デンマーク	1	ポーランド	1
エストニア	1	ポルトガル	4
フィンランド	2	ルーマニア	1
フランス	2	スロバキア	1
ドイツ	246	スロベニア	1
ギリシャ	1	スペイン	19
ハンガリー	1	スウェーデン	1
アイルランド	1	イギリス	5

※イタリアは 1 つの省内の総局レベルをカウント

（2020 年 11 月現在）

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

欧州委員会の役割

EU の GI 監視責任は各国の管理当局にあるが、欧州委員会には EU の制度全体を監視する役割がある。GI 制度は EU 規則に定められており、EU 規則は加盟国の国内立法を必要とせず、加盟国に直接的な法的拘束力がある。欧州委員会は、EU 規則に整合しない各国独自の制度に対して修正や廃止を要求して EU 共通の制度を維持している。この手続きは以下の 3 段階で進められる。

第 1 段階：是正を求める通知の送付

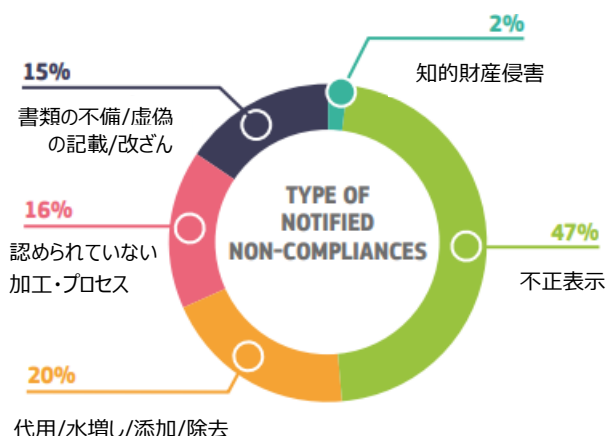
第 2 段階：改善されない場合、2 か月以内に回答義務がある意見書の送付

第 3 段階：改善されない場合、欧州裁判所での審議

一例として、欧州委員会は 2018 年からブルガリア政府に対して国内の GI 制度の廃止を求め第 2 段階の手続きにまで進んだが¹⁴、2020 年にブルガリアの商標地理的表示法が改正され、EU の制度との整合性が確保されることとなった。

EU 域内の情報交換ネットワーク AAC

食品偽装に関連して 2013 年から EU 加盟国間の情報連携をはかる EU Food Fraud Network（FFN）が開始されている。各国の窓口の連絡先を共有し、EU の農業食品規制の国境を越えた違反に対して自発的に協力していこうという仕組みである。欧州委員会は、FFN に参加するメンバーが情報をやりとりする IT システム Administrative Assistance and Cooperation system（AAC）を提供している。2019 年度は 292 件の協力要請が AAC を通じて行われ、このうち 2% は知的財産の侵害であった¹⁵。



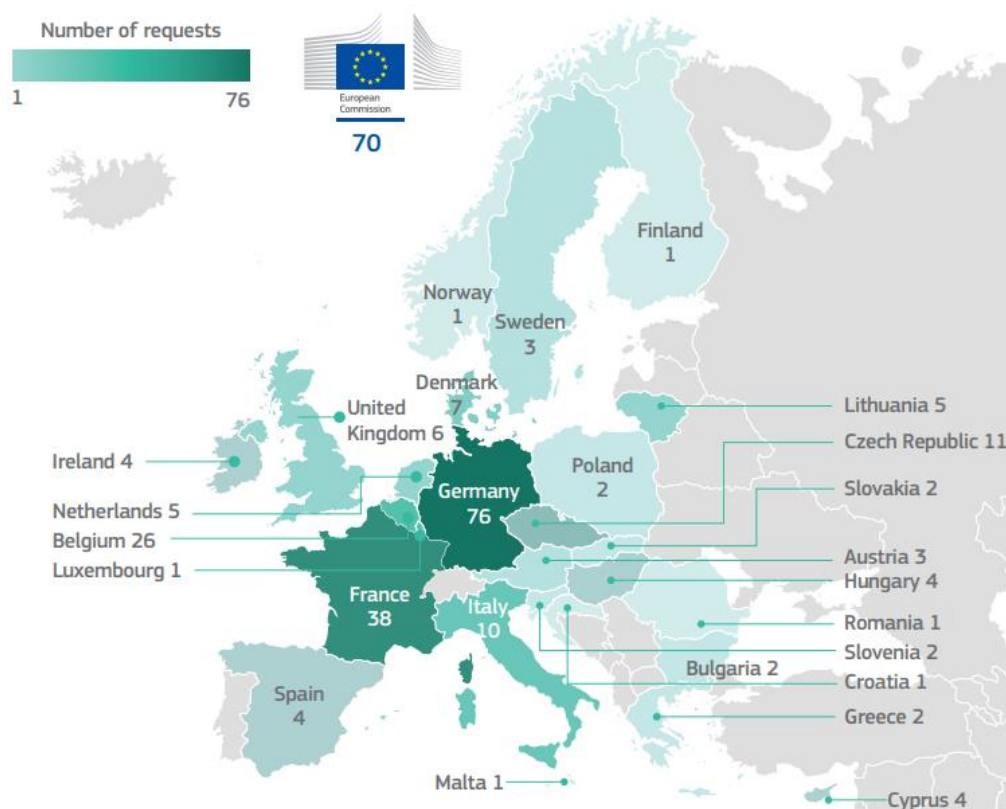
AAC を通じて報告された案件の内訳（2019 年）

EU（2020）The EU Food Fraud Network and the Administrative Assistance and the Cooperation System

¹⁴ http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-19-462_en.htm?locale=FR

¹⁵ https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/ff_ffn_annual-report_2019.pdf (europa.eu)

AAC を通じた要請件数を国別にみると、ドイツが最も多く 76 件、次いでフランス 38 件、ベルギー 26 件である。なお欧州委員会も 70 件の要請を行っている。



AAC への通報の国別内訳（2019 年）

EU（2020）The EU Food Fraud Network and the Administrative Assistance and the Cooperation System

EU 加盟国間の AAC を通じた協力は成果をあげており、2019 年にはスペイン産サフランに不正なかさ増しがされているとしてイギリス当局がスペイン当局に通報し、スペイン当局が違反品 87 キロ、市場価格にして 78.3 万ユーロ相当を押収している。

EU 域内の食品の不正表示の摘発

EU の専門機関である欧州刑事警察機構（Europol）は、国際刑事警察機構（Interpol）と共同で食品分野の詐欺を対象とした取り締まりに取り組んでいる¹⁶。2018 年 12 月から 2019 年 4 月まで行われた取り締まり「Operation OPSON VIII」においては、欧州委員会主導による EU 有機認証の偽造の取り締まりが実施された。この結果、24 トンの製品が押収され、162 トンの製品の有機認証を剥奪した。12 件の刑事事件の捜査、2 件の商業裁判所における裁判、2 件の経理上の調査、20 件の行政措置がとられ、2 つの犯罪組織が解散に至った。

¹⁶ https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/ff_ffn_annual-report_2019.pdf

また、ドイツ当局主導により、14 か国でアラビカコーヒー豆の模倣の取り締まりも実施された。その結果、分析された 400 のサンプルのうち 10 件が偽造品であり、前述した情報交換ネットワーク FFN も活用してさらなる調査が継続されている。

今回の取り締まりは有機認証や特定産地の食品を対象としたものであったが、デンマークでは過去に GI 品を対象とする摘発が行われた例がある（デンマークの章参照）。他国でも今後 GI 品が対象とされる可能性があり、EU 域内での摘発が可能な体制が構築されているといえる。

欧州司法裁判所の役割

欧州司法裁判所（European Court of Justice : ECJ）は、EU の法令の解釈や運用について審議する機関であり、EU における最高裁判所である。GI 侵害に関する審議はまず各国の地方裁判所から開始されて最高裁判所へと進み、国内審議で解決されない場合は最終的に欧州司法裁判所で審議される。

「フェタ」問題

「フェタ（Feta）」は、羊あるいは山羊の乳から作られるギリシャの代表的なチーズである。しかし、フェタという名前のチーズは他のヨーロッパ諸国でも広く生産されていたこと、フェタという特定の場所は存在しないことから、ギリシャによる GI 登録を巡って長い間争われた。

1994 年、EU の GI 制度が開始されるとともにギリシャは「フェタ」を PDO として申請し、1996 年に登録された。しかし、デンマーク、ドイツ、フランスはフェタは一般名称であるとして欧州司法裁判所に訴え、1999 年、PDO 登録は無効とされた。

その後、欧州委員会の専門委員会で議論が続けられ、フェタの生産消費はギリシャに集中していること、ギリシャ以外では牛乳を原料とするなど製法に違いがあることを踏まえ、2002 年に再び PDO として登録が認められた。ギリシャ以外のフェタ生産者には生産の停止あるいは名称の変更に 5 年間の猶予期間が与えられた。これを受けて各国政府や事業者が登録の無効化を求めて幾つも訴訟を起こしたが、登録を覆すには至らなかった。

フェタを巡る問題は収束したわけではなく、デンマークではフェタチーズの生産が続けられた。欧州委員会は 2018 年 1 月にデンマーク政府に改善を求める通知を行ったが、状況は変わらなかった。デンマークで生産されたフェタチーズが EU 以外に輸出されており、同国政府が GI を監視する義務を怠っているとして、2019 年 11 月、欧州委員会はデンマーク政府を欧州司法裁判所に提訴。模倣品の生産販売を見逃していることにより、デンマーク政府は EU 規則 No.1151/2012 違反のみならず、EU の根幹となる EU 条約（The Treaty on European Union）にも違反しているとしている。現在、審議は継続中である。

(https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_02_866)

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/MEMO_19_462

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A62020CN0159&qid=1606380497460>

EU 税関の役割

各国の税関は、国境を通過する物品に模倣品がないかどうかを検査しており、知的財産の所有者は、模倣品の流通を速やかに差し止めるため、税関に知的財産の保護をあらかじめ申請し警戒してもらうことができる（EU 規則 No.608/2013）。申請は無料、1 年間有効、延長可能である。税関が模倣品を差し押さえた場合の保管や廃棄等の諸費用については、申請者が負担する原則¹⁷であるが、国により事情は異なる¹⁸。2018 年度の統計¹⁹をみると、税関が介入するケースの 98%は事前申請されていた品に関するものであり、申請しなければ税関は介入しないといえる。

～GI を守るために～

税関への申請制度

知的財産の所有者は、模倣品の流通を速やかに差し止めるため、税関に知的財産の保護をあらかじめ申請し警戒してもらうことができる（Application for Action）。

申請方法

EU のサイトから申請書式をダウンロードして記入し、必要書類を揃えて当局へ送る。
(https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/customs-controls/counterfeit-piracy-other-ipr-violations/defend-your-rights_en)

- ・申請様式（Application form for action）
 - ・記入方法のマニュアル（英語）
 - ・送付先の税関当局リスト（competent customs department）
- 等が上記のサイトより入手可能

注意事項

- ・申請は、紙媒体でも電子媒体でも可能
- ・申請先の税関が使用する言語で記入すること
- ・記入した申請様式のほか、申請者の資格を証明する書類（所有権利者の場合は権利登録書、使用権利者の場合は契約書等）が必要
- ・延長申請は、期限失効の少なくとも 30 日以前に行うこと

保護のしくみ

申請後、30 日以内に税関から申請が承認されたかどうか連絡がある。保護は承認日から 1 年間有効である。

税関は、模倣品の疑いのある物品を発見すると、知的財産の権利者（保護申請者）と疑義のある商品の保有者（輸入先）の双方に連絡する。いずれの当事者も 10 日以内に税関に回答する。当事者の対応や侵害品の状況によって税関のとり措置は幾つかに分かれている：

- ・ 双方の合意の下、商品を廃棄処分する
- ・ 侵害が明らかで模倣品が少数の場合、商品の保有者の承諾の下、権利者の合意がなくても廃棄処分する
- ・ 権利者が税関に回答しない場合、商品の保有者に引き渡す 等

¹⁷ European Commission (2014) Customs enforcement of intellectual property rights in the EU. Manual for the completion of applications for action and extension request.

¹⁸ 日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所（2018）「EU・欧州主要国における模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査」

¹⁹ European Commission (2019) Report on the EU customs enforcement of intellectual property rights: Results at the EU border, 2018.